

玉 川 村

子ども読書活動推進計画

玉川村教育委員会

## 目次

第1章	はじめに	2
第2章	基本方針	3
1	計画の対象及び計画の期間	
2	計画の基本理念と基本方針	
第3章	子どもの読書活動の推進のための具体的方策	4
1	子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
(1)	家庭・地域における取り組み	
①	家庭における読書活動の推進	
②	クックちゃん文庫における読書活動の推進	
③	子どもや保護者が集う施設における読書活動の推進	
(2)	学校等における取り組み	
①	幼稚園、保育所における読書活動の推進	
②	学校における読書活動の推進	
2	子どもの読書環境の整備・充実	
(1)	家庭・地域における取り組み	
①	家庭における読書環境の整備・充実	
②	クックちゃん文庫における読書環境の整備・充実	
③	子どもや保護者が集う施設における読書環境の整備・充実	
(2)	学校等における取り組み	
①	幼稚園、保育所における読書環境の整備・充実	
②	学校における読書環境の整備・充実	
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	
(1)	地域における取り組み	
①	クックちゃん文庫における情報提供、啓発活動	
②	子どもや保護者が集う施設における情報提供、啓発活動	11
(2)	学校等における取り組み	
①	幼稚園、保育所における情報提供、啓発活動	
②	学校における情報提供、啓発活動	

## 第1章 はじめに

玉川村では、「第5次玉川村振興計画」において、「未来へつながる村づくり、元気なたまかわ」を掲げ“子育て支援の充実”や“幼児教育、学校教育の充実”に取り組んでいます。

また、「玉川村の教育」において、“豊かな自然や歴史、文化を基盤として学校、家庭、地域の連携を図り、心身ともに健康でたくましい「生きる力」をもつ幼児・児童生徒を育むとともに、村民の生涯にわたる学習活動の機会を拡充し活力に満ちた人間形成”ができるよう諸条件の整備・充実を目指し、各種事業の展開を進めているところです。

一方、近年のテレビ・インターネット等情報メディアの発達や普及により、大人はもとより子どもを取り巻く読書環境は急激に変化し、活字離れ・読書離れが指摘されています。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと考えられています。

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、基本となる方針が示されました。さらに平成17年7月には「文字活字文化振興法」が制定され、活字文化の振興を後押ししています。

また、県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

これらの状況を踏まえ、玉川村においても、子どもの読書活動推進の重要性を認識し、「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、この「玉川村子ども読書活動推進計画」を策定するものであり、この計画により、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たすべく具体的な方策を明らかにするものです。

## 第2章 子ども読書活動推進計画の基本方針

### 1 計画の対象及び計画の期間

計画の対象は、子ども(本計画では、おおむね18歳以下の者をいう。)とします。計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

### 2 計画の基本理念と基本方針

子どもが心身ともに健やかに成長することは、保護者の願いであり、また健全育成を図ることは、社会の責務であります。

「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。」ことを基本理念とします。

すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動ができるよう、

- ・子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ・子どもの読書環境の整備・充実
- ・子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

を基本方針として推進計画を策定します。

#### (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

読書は子どもの成長過程において、計り知れない役割を果します。すべての子どもが、いつでも、どこでも読書に親しむことができるよう、幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

#### (2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、乳児期からの環境づくりが重要です。子ども自身が読書の楽しみを知り、主体的に読書活動に取り組むことのできる場や親子が共に親しめるような図書の実施や施設等の整備を図りつつ、家庭、地域、学校等社会全体が一体となったネットワーク化の推進・充実に努めます。

#### (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもにとって良い本との出会いは、多くの場合、大人からの働きかけや関わりによって始まります。子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深めていけるよう様々な機会を通して、情報提供や広報・啓発の充実に努めます。

### 第3章 子どもの読書活動の推進のための具体的方策

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の社会全体での連携した取り組みが極めて重要です。

#### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

##### (1) 家庭・地域における取り組み

###### ① 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもへの本の読み聞かせは、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣を形成する基盤となります。幼いときからおはなしを聞く体験は、子どもの言葉と心の発達に大きく影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上でも重要です。

家庭において子どもが本と出会い、読書習慣の基盤が作られるよう、保護者からの子どもに対する積極的な働きかけが望まれます。このため家庭における保護者への読書活動の働きかけの推進に努めます。

###### ○ 具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 家庭読書活動の推奨・・・村内小中学校と連携し、親子読書時間の活用ノーテレビデー、ノーゲームデー運動の推進等

###### ② クックちゃん文庫における子ども読書活動の推進

図書室は、子どもがさまざまな多くの本と出会い、自主的に読書を楽しむための多様なサービスの提供を受ける場所です。図書室においては、一人ひとりの要望に応えられるよう図書や新聞等幅広い資料の収集や見やすく探しやすい書架づくり、さらに親しみやすい雰囲気づくりなど、さまざまな本に触れる機会を提供します。子どもたちが、「読み聞かせ会」等の行事を通して図書室に足を運ぶことにより、図書室を身近に感じ、文学、科学、芸術、歴史などの本に触れ新しい発見をし、幅広い読書活動に親しむ機会や空間を提供します。

さらに、学校との連携を図り、教科及び総合学習の時間等の支援や、子どもたちの趣味・関心に応える窓口のレファレンス（相談・調査）サービスを充実させ、子どもたちと本を結ぶ手助け・支援に努めます。

###### ○ 具体的な取り組み・推進項目

- ◇ おはなしクックちゃん読み聞かせ会・・・クックちゃん文庫において定期的に、ボランティア等が読み聞かせ会を行う。

###### ③ 子どもや保護者が集う施設における子ども読書活動の推進

保健センター等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、各施設の特性を活かした、本の読み聞かせ、おはなし会などの読書活動の充実を図ります。

##### (2) 学校等における取り組み

###### ① 幼稚園、保育所における子ども読書活動の推進

就学前の子どもたちが、おはなしを聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるた

めにも極めて重要なことです。家庭での読書体験はもとより、同年齢の友達と一緒に集団で体験する読書の喜びも大きいものであります。

幼稚園、保育所においては、子どもたちが本に親しみ触れる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現を図ります。

- 具体的な取り組み・推進事項
- ◇ 幼児図書コーナーの充実・・・幼児図書の収集を図る

## ② 学校における子ども読書活動の推進

学校における読書活動は、学習内容の理解を深めるとともに、子どもが自分自身を見つめ、生き方を考えながら、豊かな心を身につけていくうえで大きな役割を果たしています。

また、子どもの読書活動は、読書習慣を身につけることを通してさらに深まるものであり、学校における多様な取り組みの充実に役立ちます。

学校図書室は、学習を支援する場であるとともに、子どもの読書活動の場として、学校における中核的な役割を担うことから、子どもの「生きる力」を育む場でもあります。

学校においては、全校一斉の読書活動や調べ学習等、各学校での学校図書室の利用をはじめ、読書活動についての指導計画に基づいて具体的に展開・実践することにより、子どもが読書習慣を身に付けられるよう努めます。

- 具体的な取り組み・推進事項
- ◇ こどもの成長段階に応じた読書指導の充実・・・各学年毎の目標設定
- ◇ 教科書と関連した読書指導計画の作成・・・関連図書資料の収集
- ◇ 朝の読書活動の促進・・・曜日の設定や図書選定の工夫
- ◇ 学校図書室を使った“調べ学習”の促進
- ◇ クックちゃん文庫との連携強化
- ◇ 学校図書室だよりの発行・・・図書委員会の活用

## 2 子どもの読書環境の整備・充実

### (1) 家庭・地域における取り組み

#### ① 家庭における子どもの読書環境の整備・充実

子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、家庭での日常生活において、読書への取り組みが大切です。読み聞かせ等の親子での読書活動は、本への親しみと楽しさを体得し、親子の信頼関係を深め子どもの心に安心・幸福感を醸し出します。また心の豊かな人間性を養うこととなります。

身近にいる家族が読書の重要性を認識し、共に読書をしたりおはなしを聞かせたりして、読書に接する機会や環境づくりに努めることが必要です。

家庭での取り組みとして次のようなことを推進します。

- 具体的な取り組み・推進事項
- ◇ 読み聞かせの時間作り・・・「読書の日の設定」の推進
- ◇ 身近な図書室等の利用・・・クックちゃん文庫の利用
- ◇ 読書行事等への親子参加・・・文庫の読み聞かせ会等諸行事

② クックちゃん文庫における子どもの読書環境の整備・充実

本村には、クックちゃん文庫があります。子どもの読書活動を支援するために、図書の充実等子どもが身近に利用しやすい環境整備を進めています。クックちゃん文庫と各学校図書室との連携を保ち図書利用の促進に努めます。

図書資料の収集にあたっては、児童書の充実に重きを置き、子どもたちが見やすく探しやすい書架の配列に努めます。

○ 具体的な取り組み・推進項目

- ◇ 児童図書の充実・・・児童図書に重きを置いた資料収集
- ◇ 児童コーナーの設置（椅子・机）・・・子どもの読書の場の確保
- ◇ 児童用英語の絵本・読み物コーナー・・・年少時英語教育に対応
- ◇ 児童図書新着本展示コーナー・・・毎月の新着本を見やすく展示
- ◇ 児童図書リクエスト受付・・・村民の要望を反映し図書充実に図る
- ◇ ボランティア研修会・・・県主催の研修会等への参加
- ◇ 巡回文庫・・・小学校へ年3回図書の入替
- ◇ 図書室ボランティアの発掘・養成・・・ボランティア養成講座の開催
- ◇ 図書室職員の研修・・・県主催の研修会等への参加
- ◇ 学校図書室等各施設との連携の強化

③ 子どもや保護者が集う施設における子どもの読書環境の整備・充実

保健センター等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、クックちゃん文庫と連携を取りながら、子ども向けの絵本や図書の充実に図り、子どもや保護者が読書活動に親しめる環境整備に努めます。

○ 具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 幼児図書コーナーの設置や資料の展示

(2) 学校等における取り組み

① 幼稚園、保育所における子どもの読書環境の整備・充実

幼稚園、保育所において、子どもたちが絵本などに自らが興味を示すことができ、触れて楽しめるような、工夫を施した絵本コーナーづくりに努めます。

○ 具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 幼児図書コーナーの充実

② 学校における子どもの読書環境の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な、図書資料の整備・充実が重要であることから、学校図書資料の計画的な整備が図られるよう努めます。

また、学校図書室の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭（または図書館教育担当教諭）が中心となり、教員、事務職員等が連携・協力して円滑な運営をし、それぞれの立場から、学校図書室の機能充実に努めます。

○ 具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 図書委員会の充実
- ◇ 子どもたちが利用しやすく楽しい魅力的な学校図書室づくり
- ◇ 司書教諭や学校図書室司書の研修の充実
- ◇ 電算化による図書室資料の管理、貸出・返却
- ◇ 親しみやすい学級文庫づくり

### 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

#### (1) 地域における取り組み

##### ① クックちゃん文庫における情報提供、啓発活動

クックちゃん文庫は、情報発信の拠点として、まちづくり・人づくりを支援する重要な役割をもっています。

また、読書活動推進に関しては、最も重要な役割を担っていることから、子どもの読書活動推進に関する情報の提供・啓発活動に努めます。

- 具体的な取り組み・推進項目
- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ クックちゃん新聞による新着本や行事の紹介
- ◇ 読み聞かせ会開催チラシ発行
- ◇ 子ども読書の日（4月23日）の広報
- ◇ 文字・活字文化の日（10月27日）の広報

##### ② 子どもや保護者が集う施設における情報提供、啓発活動

保健センター等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、各種事業の機会を活用して、読書活動の重要性や読書活動に関する情報の提供・啓発を図ります。

- 具体的な取り組み・推進項目
- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 読書に関する情報提供
- ◇ 各種行事を通しての読書啓発

#### (2) 学校等における取り組み

##### ① 幼稚園、保育所における情報提供、啓発活動

幼稚園、保育所では、保護者会やいろいろな活動の機会を捉えて、保護者等に対して、読書の重要性・必要性を伝えるとともに、読書に関する情報の提供・啓発活動を行います。

- 具体的な取り組み・推進事項
- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 良い絵本の紹介
- ◇ 保護者への読書活動の啓発

##### ② 学校における情報提供、啓発活動

学校では、児童・生徒や保護者に対して、少年期、思春期、青年期等それぞれの発達

段階における読書の重要性・必要性を伝えるとともに、読書活動を促すための適切な情報の提供を行います。

- 具体的な取り組み・推進事項
- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 学校図書室だよりの発行
- ◇ 読書に関する各種情報の提供
- ◇ 学校図書室とクックちゃん文庫の連携強化

## 資料 1

### ○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）

#### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告

するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更についても準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。